

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなた(またはご家族様)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、不安に思うことがあれば遠慮なくご質問下さい。

## 1. 事業者の概要

事業者名	医療法人青藍会		
代表者名	理事長 小林 正貴		
事業者所在地	茨城県水戸市酒門町275-3		
電話番号	029-304-0111	FAX 番号	029-304-1208

## 2. 事業所の概要

事業所名	医療法人青藍会 訪問看護ステーションすみれ
所在地	茨城県水戸市酒門町268-2
電話番号	070-4234-7125
FAX 番号	029-350-8501
管理者	鈴木 早苗
指定年月日	2019年4月1日
介護保険指定事業所番号	0860190396

## 3. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	事業所が、要介護状態もしくは要支援状態にある、又は病気やケガ等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認められた利用者に適正な訪問看護もしくは介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。なお、事業の運営にあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、関係市町村、ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図ります。

## 4. ご利用事業所の職員体制(令和6年11月1日現在)

	職 種	人 員
管理者	保健師又は看護師	1名
サービス従業者	看護師・保健師・准看護師	2.5名以上 (管理者兼務含む)
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
	介護職員(看護補助)	1名以上
	事務職員	1名以上

## 5. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日・祝祭日
営業時間	午前 8:30～午後 5:30 まで
休業日	日曜日・年末年始(12/30～1/3)

※24時間対応体制をとっていますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。

## 6. サービスの内容と留意事項

### (1) サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ①病状の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等、日常生活の援助 ④褥瘡の処置。予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪訪問看護報告書の作成

### (2) 留意事項

- ①サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替しサービスを提供します。(特定の訪問看護師の指名はできませんのでご了承ください。)
- ②事故やトラブルを避けるため、下記事項のご要望はお断りさせて頂いております。
  - ・利用者もしくはその家族等から金銭、物品、飲食の授受
  - ・利用者の同居家族に対するサービスの提供
  - ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ・利用者もしくはその家族間での宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ③事業者がサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用ならびにその他物品等は利用者のご負担となります。

## 7. 緊急時の対応と損害賠償

### (1) 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要と判断する場合には、速やかに主治医へ連絡を行う、救急搬送の要請を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご家族にも連絡いたします。

### (2) 損害賠償

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、明らかな過失により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意または過失がない場合はこの限りではありません。

## 8. 事故発生時の対応

ご利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- ②虐待の防止のための指針の整備をしています。
- ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

## 10. 身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③従業者の対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

## 11. 個人情報保護について

- ①事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、サービス提供の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。
- ②事業所は、ご利用者またはそのご家族に個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集するものとします。
- ③事業者は、ご利用者又はそのご家族の個人情報を取り扱うに当たっては、利用者またはその家族に対して、その利用目的を明確にするとともに、個人情報の取り扱いに関する窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。
- ④事業者は、事業所に勤務する従業者に対して、在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとします。

## 12. 苦情申し立て窓口

### (1) 事業所の窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けいたします。

苦情受付担当者	介護事業部 部長 生井 慎也 月曜日～金曜日：午前 8:30～午後 5:00 TEL:029-350-8500 FAX:029-350-8501
---------	--

### (2) 行政機関、その他苦情受付機関

事業所で解決できない苦情については次の公的機関に申立てをすることができます。

#### ◎各市町村

水戸市役所 介護保険課	所在地 水戸市中央 1-4-1 電話 029-224-1111
ひたちなか市役所 介護保険課	所在地 ひたちなか市東石川 2-10-1 電話 029-273-0111
那珂市役所 介護長寿課	所在地 那珂市福田 1895-5 電話 029-298-1111
茨城町役場 地域包括センター	所在地 東茨城郡茨城町小堤 1080 番地 電話 029-292-8577
大洗町役場 福祉課 介護保険係	所在地 東茨城郡大洗町磯浜町 6881-27 電話 029-267-5111

東海村 福祉部 高齢福祉課 介護保険室	所在地 那珂郡東海村東海 3 丁目 7-1 電話 029-282-1711
笠間市役所 高齢福祉課	所在地 笠間市中央 3 丁目 2-1 電話 0296-77-1101
城里町 長寿応援課 介護保険グループ	所在地 東茨城郡城里町大字石塚 1428-25 電話 029-288-3111

◎茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 平日(月曜日から金曜日)の 9:00~16:30 電話 029-301-1565 FAX 029-301-1579
-----------------------------------	--

13. 利用料金

(1)利用料

事業者が提供する訪問看護のサービス利用料金、加算料金、その他の費用は別紙\*(利用料金表)に記載されている通りです。

①基本料金に対して下記の時間帯は料金が異なります。

早朝(午前 6 時~午前 8 時)	25%増し
夜間(午後 6 時~午後 10 時)	25%増し
深夜(午後 10 時~午前 6 時)	50%増し
休日加算(日曜、年末年始)(※医療保険のみ)	30 分 1000 円

②上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

③水戸市の地域単価は基本単価 10 円に対し訪問看護は 10.70 円です。

④利用者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても、いったん利用料は全額自己負担となります。当事業所はサービス提供証明書を発行いたします。

(2)交通費

①介護保険の場合	サービス提供実施地域(16km 圏内) (水戸市、ひたちなか市、那珂市、東海村、笠間市、東茨城郡(茨城町、大洗町、城里町))	0 円
	サービス提供実施以外の地域	・実施地域を超えた地点から、片道 10km 未満 300 円 ・実施地域を超えた地点から、片道 10km 以上 600 円
②医療保険の場合	1 km:40 円 (上限 500 円)	

(3)キャンセル料

利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日午後 5 時(その日が日曜日、祝日、12 月 30 日~1 月 3 日にあたる日はその前日)までに事業者へ申し出た場合はキャンセル料は発生しません。

利用者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

連絡がなく、訪問時利用者が不在である時は、訪問看護料金をお支払いいただくことになります。

前日午後 5 時までに申し出があった場合	無料
キャンセルの申し出なく看護師が訪問した場合	100%

#### (4)利用の請求及び支払い方法

- ①事業者は、毎月 10 日頃前月分の利用料を請求します。
- ②事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合はその領収証を発行します。  
(※領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください)
- ③支払方法は、原則口座振替となり、毎月 27 日に引落しさせていただきます。  
27 日が土日、休業日の場合は翌営業日とさせていただきます。
- ④お支払いが滞った場合は、保証人への請求をさせていただきますのでご了承ください。

#### 14. 身元引受人

利用者は契約の締結に当たり、利用者の利用料等滞納等があった場合に備え、その責務の保証人として身元引受人を定める事とします。

1. 事業者は、本契約が終了した後、事業所への責務等がある場合には身元引受人にその旨を連絡する事とする。
2. 身元引受人は、1 か月以内にその他の責務を履行するものとする。但し、身元引受人は特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとする。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延長する事があり得る事とする。

#### 15. 連帯保証人

1. 連帯保証人は、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
2. 前項の負担は限度額 50 万円を限度とする。
3. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。
4. 連帯保証人に請求があった時は、事業者は連帯保証人に対して、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害補償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報提供をするものとする。

【加算における同意の確認】

下記の加算に同意する場合には「同意します」に丸印を、同意しない場合には「同意しません」に丸印をご記入下さい。

1.介護保険適用の場合

緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算に【 同意します ・ 同意しません 】

2.医療保険適用の場合

24時間対応体制加算に【 同意します ・ 同意しません 】

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を行いました。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 医療法人青藍会

住 所 茨城県水戸市酒門町 275-3

代表者 理事長 小林 正貴 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、サービス提供の開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 住 所 \_\_\_\_\_  
(代筆の場合に記入)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

及び  
連帯保証人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_